

2024 年度船舶用消防設備整備技術講習会・研修会

(局所消火装置)

実技講習実施要領

ヤマトプロテック株式会社

1. 講習会・研修会の概要

以下の通り、船舶用消防設備の整備技術者の資格に係る「新規取得のための講習会」及び「資格更新のための研修会」を実施致します。

講習会及び研修会では技量認定試験を実施し、合格者を船舶用消防設備整備技術者（ただし、ヤマトプロテック(株)製造に係る局所消火装置に限る。）として認定します。

- (1) 船舶用消防設備の固定式消火装置（局所消火装置）の実技講習を行います。実技講習は、MSC.1/Circ.1432 で点検整備を求められている事項に重点をおいて行います。
- (2) 日程は、学科試験を含み、講習会、研修会のいずれも同日で1日です。
- (3) 受講者には技量認定試験として学科試験及び実技試験を実施します。実技試験は実技講習の時間内に実施します。（1回目の更新に係る研修会に限り、研修会受講者も技量認定試験を実施します。）
- (4) テキストとして、(一社)日本船舶品質管理協会が作成した「船舶用消防設備整備技術講習会指導書」及びヤマトプロテック(株)の作成した資料を使用します。

2. 開催期日

実技講習： 2024年 11月 27日（水）

3. 開催場所

ヤマトプロテック株式会社中央研究所 〒300-1312 茨城県稲敷郡河内町長竿道前 1951



4. 募集人員

講習会・研修会 合計 20 名まで

5. 受講資格

次の要件に適合する者としします

- (1) 船舶用消防設備の整備業務又は製造業務を行っている会社に所属し、同業務に従事した 2 年以上の実務経験を有する方で(一社)日本船舶品質管理協会から承認を受けた方。
- (2) あるいは、現在有効な船舶用消防設備整備技術者証をお持ちの方。
- (3) 及び、ヤマトプロテック(株)と MSC. 1/Circ. 1432 に関する点検整備の業務契約を締結し、契約内容を履行できる会社に所属している方。
さらに、次の追加要件に適合する方としします。
- (4) 当社消火装置に必要な基礎知識(流体、電気)を持った方
- (5) 外航船への点検整備が主な業務となること、また外航船を運航管理する顧客より点検報告書の英文作成を一般的に求められていることから、その程度の英語の理解力のある方

さらに、(一社)日本船舶品質管理協会が実施した「船舶用消防設備整備技術 A 講習会・A 研修会」の学科講習(基礎知識・関係規則)を受講して認定試験(学科)に合格しているか、又は 2024 年 9 月開催の学科講習(基礎知識・関係規則)を受講されていることが条件となります。

6. 受講料等

(1) 受講料

講習会・研修会 33,000 円(消費税 3,000 円を含む)

(2) 受講料の支払い

受講料の支払いは次の口座に振り込んで下さい。なお、振り込み手数料は申込者にて負担して下さい。

みずほ銀行 都立大学駅前 普通預金 1193429

受取人名義: ヤマトプロテック(カ)

(3) 整備技術者証の交付を希望する場合は、別途、整備技術者証交付手数料 3,140 円(消費税 285 円含む)がかかります。

合格通知後に(一社)日本船舶品質管理協会に交付を申請、納付していただきます。

詳しくは「10.」をご覧ください。

7. 受講申し込み期限

2024年 10月 18日（金）

8. 受講手続き

次の手順で行って下さい。

(1) 講習会参加申込書の提出

所属会社（事業場）の責任者は、別添1の講習会参加申込書に必要事項を記入の上
10月18日（金）までに、下記3名宛てでメールにて提出してください。

送信時のタイトルは「船舶B講習会申し込み ○○○株式会社」としてください。

E-mail: takagi@yamatoprotec.co.jp（高木）

maki-kawaguchi@yamatoprotec.co.jp（川口）

a_shiratori@yamatoprotec.co.jp（白鳥）

なお、（一社）日本船舶品質管理協会の会員会社に所属している方以外の方が講習会を受講する場合は、受講資格を確認するために、所属会社の業務内容がわかる資料及び受講希望者の過去2年以上の整備業務従事実績がわかる資料（時期、点検整備を行った船舶の種類と大きさ、消防設備の種類と整備内容等を記載した一覧表等）を添付していただく場合があります。また、連絡先（電話番号又はメールアドレス及び担当者名）を明記してください。記載内容について確認の問い合わせをさせていただく場合があります。

(2) 受講可否の連絡

申込書を受理した後、受講資格等を審査、調整のうえ、10月25日（金）までに、ヤマトプロテック(株)から所属会社（事業場）の責任者に受講の可否を文書で通知します。

(3) 受講料等の振込書の写しの提出

受講可の通知があったときは、所属会社（事業場）の責任者は、11月6日（水）（必着）までに、次の書類等を郵送で提出してください。

① 受講料の振込書の写し

受講料については、「6. 受講料等」を参照してください。

なお、期限を過ぎても提出がなかった場合には、受講申込みを辞退されたものとさせていただきますのでご了承下さい。

(4) 受講票の送付

(3)の受講料等の振り込みが確認された後、所属会社（事業場）の責任者経由で、受講者に受講票を送付します。（11月18日（月）目処）

9. 受講にあたっての注意事項

- (1) 弊社に提出された書類及び受講料は、特別な事情がない限り返還しかねますのでご了承ください。
- (2) 交通・宿泊については、受講者側で手配してください。
- (3) 受講者は、実技講習に参加する際には作業に適した服装を準備してください。
- (4) 受講日当日、受講票を持参ください。
- (5) 新型コロナウイルスの感染防止対策として、受講時にマスクの着用をお願い致します。

10. 整備技術者証の交付等

講習会又は研修会において実技講習を受講し認定試験に合格して、講習会終了後に開催される(一社)日本船舶品質管理協会の船舶用消防設備整備技術講習委員会において、所定の技量を有すると認められた者は、整備技術者として認定されます。

(一社)日本船舶品質管理協会から認定された旨通知しますので、(一社)日本船舶品質管理協会宛に整備技術者証交付申請を行い、整備技術者証の交付を受けてください。整備技術者証は、ヤマトプロテック(株)と(一社)日本船舶品質管理協会の連名で発行します。(但し、ヤマトプロテック(株)が製造した消火装置に限ります。)

整備技術者証の交付手数料は 3,140 円 (消費税 285 円含む) です。整備技術者証交付申請時に(一社)日本船舶品質管理協会に納めてください。

※ 整備技術者証の交付は、A 講習会・研修会の学科試験に合格していることが条件になります。

従って、A 講習会・研修会の学科試験の未合格者は、次回講習会・研修会合格後に交付されます。

11. 点検整備に関する業務契約

ヤマトプロテック(株)との間で、MSC.1/Circ.1432 に定める点検整備に関する業務契約を締結して頂きます。

12. お問い合わせ

お問合せはE-mailにてお願いします。下記3名へ送信をお願いします。

送信時のタイトルは「船舶B講習会 問合せ ○○○株式会社」としてください。

E-mail: takagi@yamatoprotec.co.jp (高木)

maki-kawaguchi@yamatoprotec.co.jp (川口)

a_shiratori@yamatoprotec.co.jp (白鳥)

13. スケジュール

【講習会/研修会 共通】

2024年 11月 27日 (水)

13 : 00～13 : 20	20分	受付
13 : 20～13 : 30	10分	開講式 オリエンテーション
13 : 30～14 : 20	50分	学科講習
14 : 20～14 : 30	10分	休憩
14 : 30～15 : 20	50分	実技講習
15 : 20～15 : 30	10分	休憩
15 : 30～15 : 40	10分	マイクロフォグ放射 実演 (会場施設や機材の関係で実施しない可能性があります)
15 : 40～16 : 10	30分	学科試験
16 : 10～16 : 30	20分	質疑応答 アンケート 閉講式

以 上